

Ver.2.2
10月3日時点

地域計画変更マニュアル

令和7年10月

農林水産省

目次

1 地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、 毎年変更していきましょう	2
2 策定した地域計画をブラッシュアップしましょう	3
3 地域計画のブラッシュアップの進め方	4
4 地域計画の変更フロー	5
5 協議について	6
6 協議の場の開催方法(例)	7
7 地域計画の変更	8
8 地域計画を簡易的に変更する手続き	9
9 策定した地域計画の変更(例)	10～17
10 地域計画の実現に向けた支援・取組(R6補正、R7予算)	18～26
11 地域の取組に活用できる事業(R7予算等)	27～31
12 サポート窓口	32

地域計画については、次世代に農地を引き継いでいくため、毎年変更していきましょう

地域計画は、地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことが目的です。地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、担い手がいない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となります。

一方で、地域計画は、一度作って終わりではなく、毎年、PDCAサイクルを通じてブラッシュアップしていくことが重要です。

そのため、本マニュアルは、地域計画を策定した後に行うべき取組について取りまとめました。地域計画の実現に向け、是非、毎年協議を実施していきましょう。

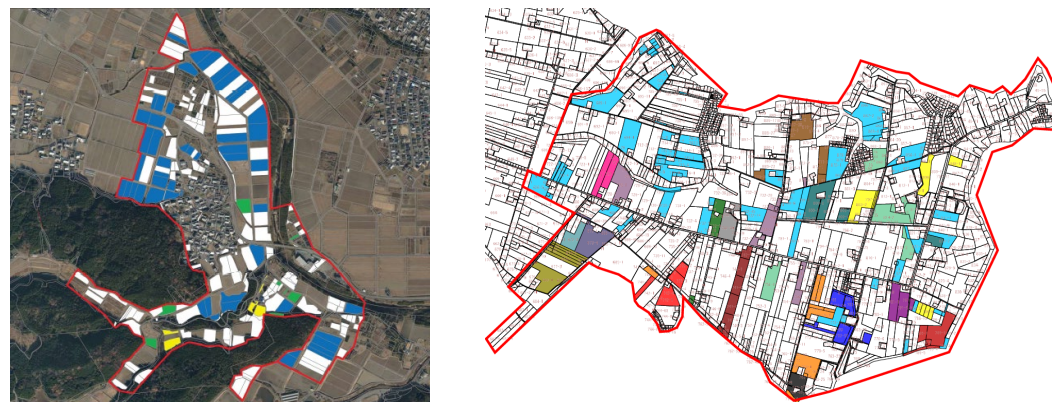


協議の場の様子

● 基盤整備を契機に果樹地帯を再生した事例



● 所有者や担い手の意向不明が明らかになった事例



策定した地域計画をブラッシュアップしましょう

策定した地域計画は、その実現に向けて話し合いを継続し、具体的に取り組を開始する地域がある一方で、話し合いが十分に行えずに道半ばの地域計画を策定した地域も多いのではないのでしょうか。

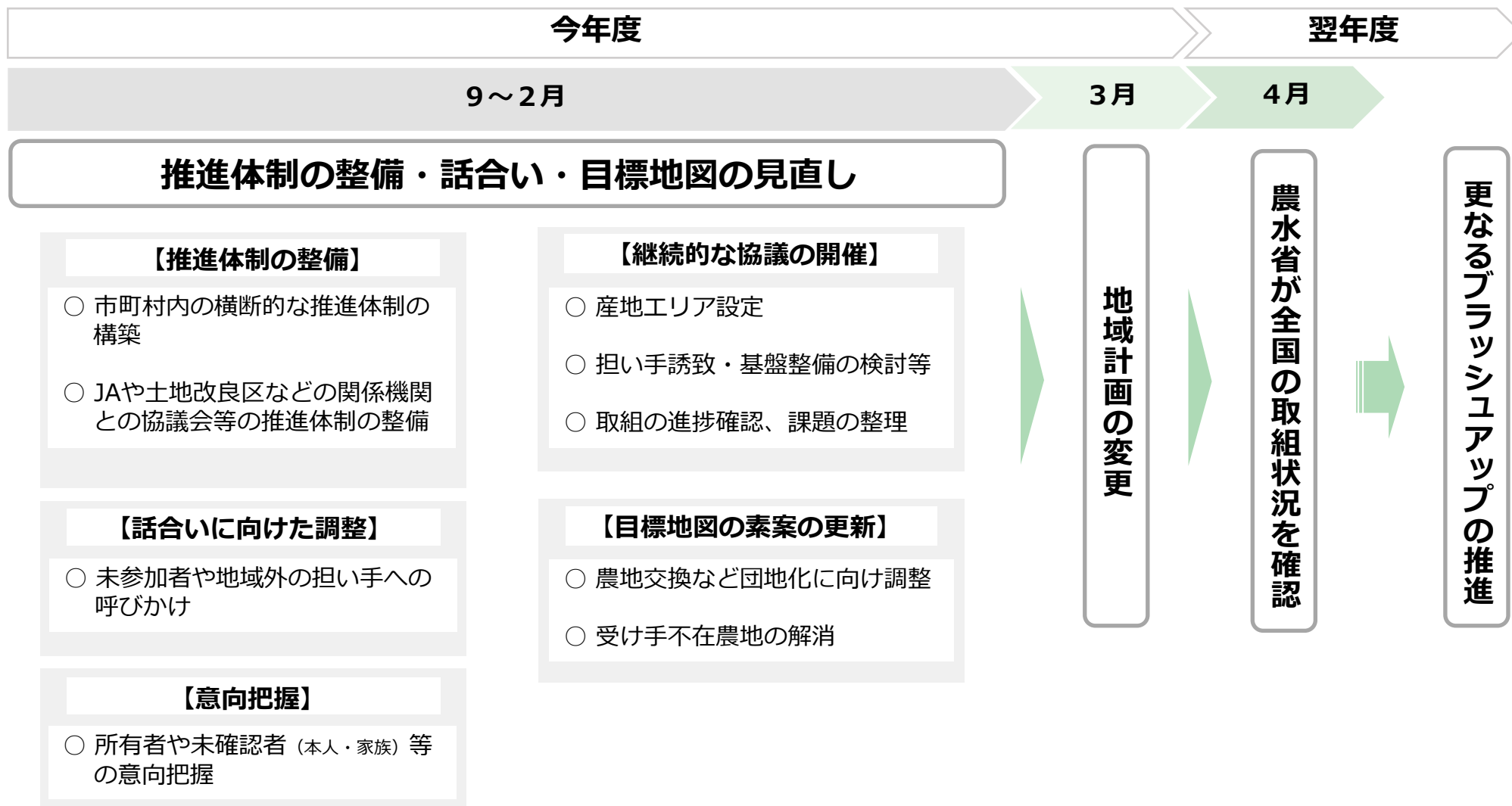
そのため、次のような視点で地域計画を振り返り、話し合いを継続して、目指すべき地域農業を具体化しましょう。

振り返りの視点



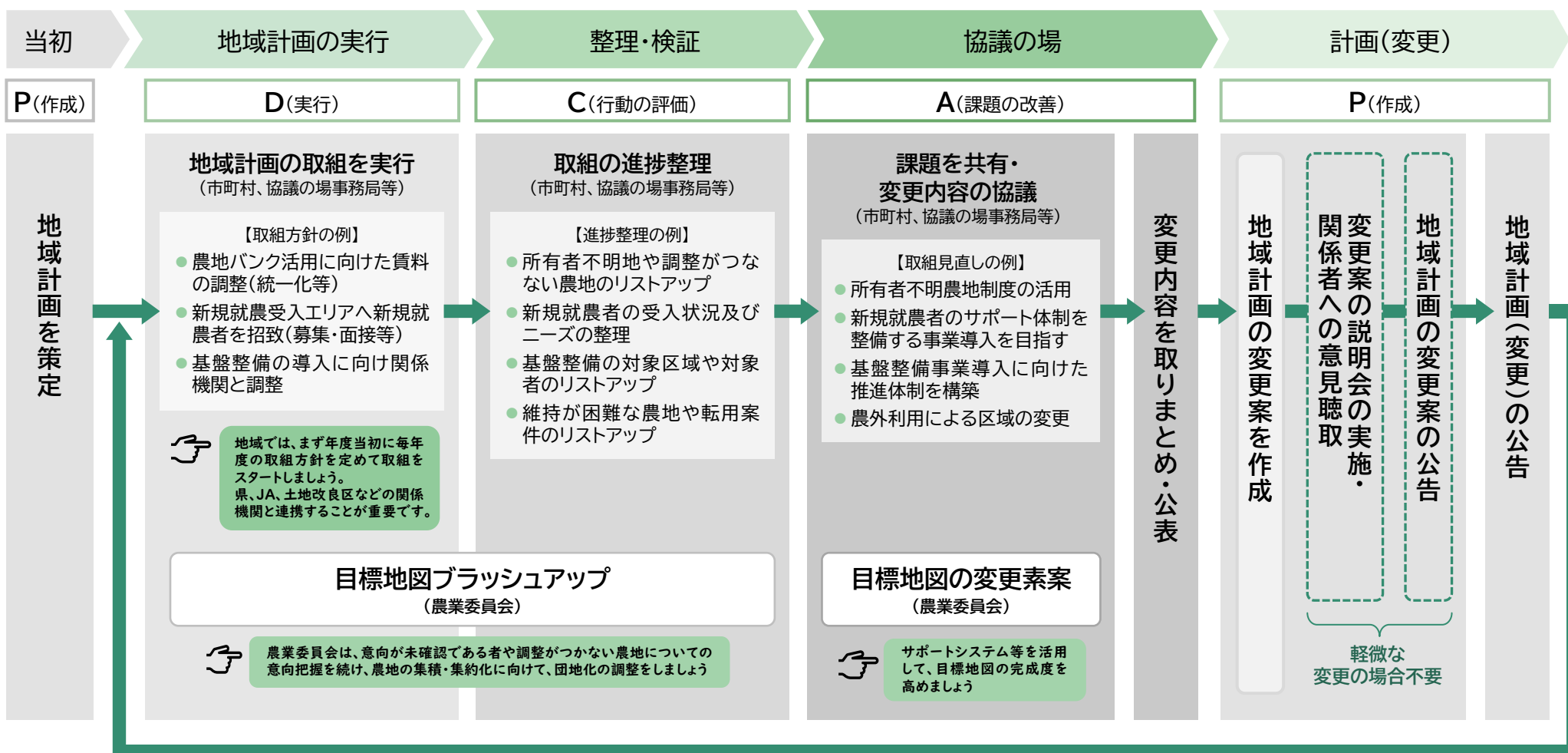
地域計画のブラッシュアップの進め方

- 地域計画は一度策定して終わりではなく、随時(年1回以上)ブラッシュアップをしていくことが重要です。
- ブラッシュアップに向け、令和7年度は、以下を参考に関係機関と調整を進め、取組を進めましょう。



地域計画の変更フロー

- 市町村は、地域計画に定めた方針に基づき、PDCAサイクルを通じて進捗状況を確認しましょう。
- 地域の皆様は、地域計画の実現に向けて、協議の場に積極的に参加し、具体的な取組を進めていきましょう。
- 農業委員会は、確認できていない耕作者などの意向把握を積極的に推進しましょう。
- 取組の結果については、整理・検証を行い、協議の場を開催して、地域計画の変更が必要な案件も含めて地域の状況を共有しましょう。 ※ 協議の場は、各施策と横断的な推進体制を構築して進めてください。



協議について

開催方法

地域計画を変更するためには、農業関係者が変更内容について協議することが必要ですが、書面やHPでの意見募集により、簡素な開催方法をとることもできます。(次ページ参照)

協議する内容に応じて、開催方法を変更することも可能です。どのような内容の場合に簡易な開催方法で協議をするか、あらかじめ地域で協議の上、ルール化しましょう。

また、協議の場は、市町村が開催することが基本ですが、地域の実状に応じて、地域や農業関係機関主導により、柔軟に開催することや、地域全体の土地の管理構想などの農業外の各施策と連携して一体的に取り組むこともできます。その場合、市町村にあらかじめ場所、日時などを口頭やメール、書面など報告するとともに、その概要を取りまとめて、HP等で公表するようにしましょう。

【 基本的な開催方法 】 対面開催・オンライン開催

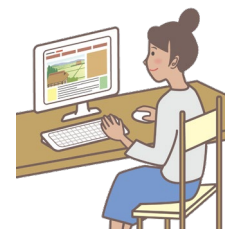
- 年1回以上の定期開催や随時開催の日程等をHPや広報で幅広く周知し、できる限り地域の関係者を参集
- 担い手の代表者のみによる協議など、参加者が限定的な場合は、ウェブ会議やトークアプリを活用したオンライン開催も可能
- 対面・オンライン開催を併用するなど、柔軟な運用も可能



オンライン開催も可能

【 簡易な開催方法 】 書面・HP開催

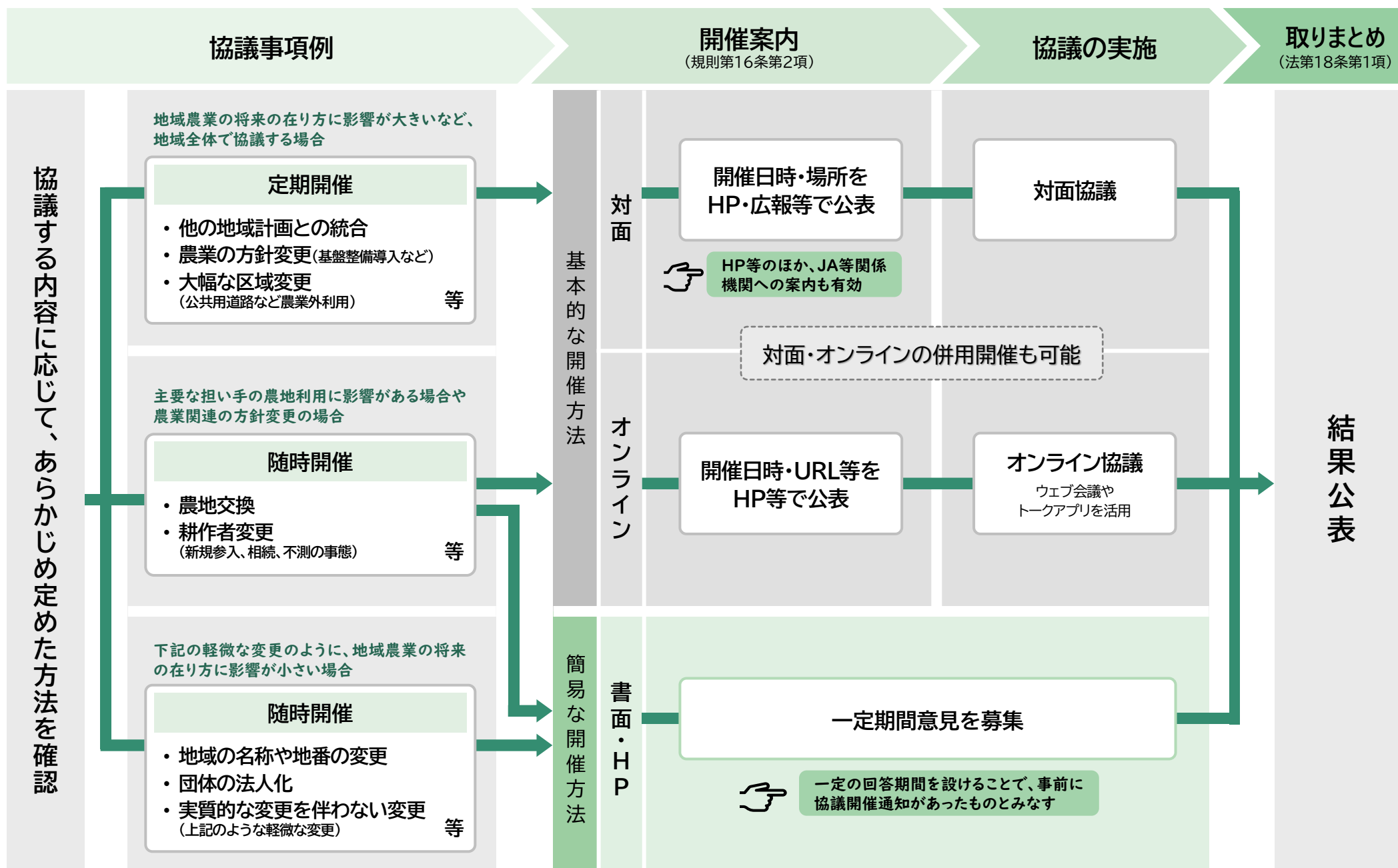
- 回覧や広報誌への回答方式や、HP上のパブリックコメントなどで随時開催
- 一定の回答期間を設けることで、事前に協議開催通知があったものとみなす



※1 協議をした結果は、その概要を取りまとめ、HP等で公表するようにしましょう。

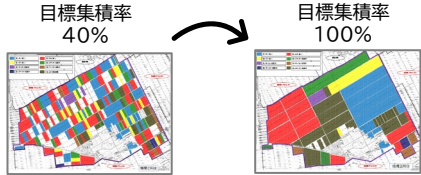
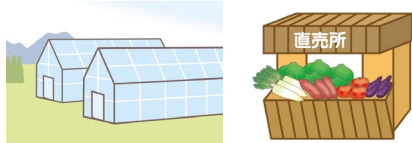
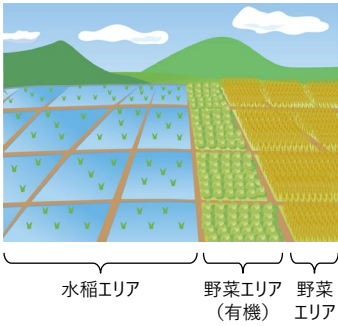
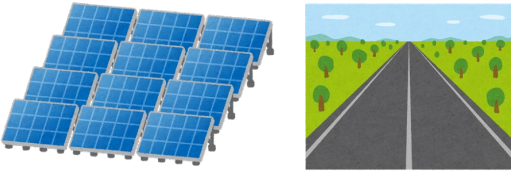
※2 国土交通省では、農地に限らず、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい土地や、将来的に利用を継続する必要が無い土地などについて考える「管理構想」を推進。

協議の場の開催方法（例）



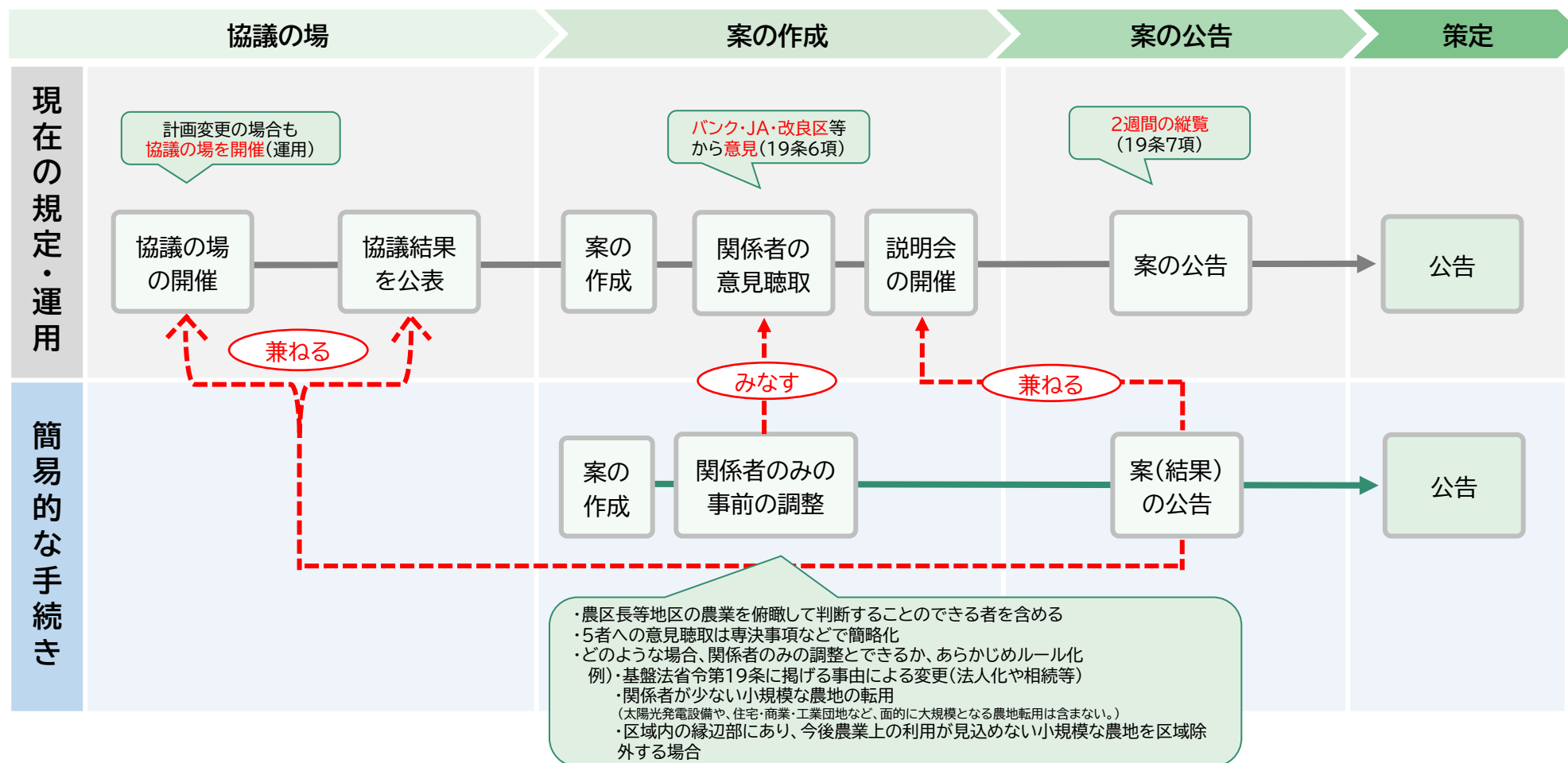
地域計画の変更

- 地域計画は、以下のような場合に変更する必要があります。

農業上 の利用 (事後の変更可)	地域の農業の 将来の在り方等	・ 地域計画の特例(基盤法第22条の3)の活用及び変更 ・ 区域や目標、必要な措置等の必須項目の変更 例: ①担い手に対する農用地の集積に関する目標等の変更 ②区域の農用地等面積の増減(区域の変更)	
	農業を担う者	・ 新たに担い手や参入企業などを目標地図に位置付け ☞ 目標地図に位置付けられていない者が一時的に耕作する場合は、変更不要	
	農業用施設	・ 農業用施設用地を新たに目標地図に位置付け	
	軽微な変更	・ 地域の名称や地番、法人化、相続により生じた変更 ・ 実質的な変更を伴わない変更 例: ①作物や有機農業エリア設定などの農地利用方針の変更 ②任意記載事項の変更 ③基盤整備や地籍調査による面積変更 ④田畑転換 ⑤経営規模が変わらない個人経営体の法人化 など ☞ 地域計画案の意見聴取・公告を省略可能	
農業外 の利用 (事前の変更要)	農地の転用	・ 公共用地や農家住宅等に供するための転用 ☞ 農振除外・転用許可手続の前に地域計画を変更 ※ 一時転用の場合は変更不要	

地域計画を簡易的に変更する手続き

- 以下のように地域計画を変更する場合には、協議の場の開催を、2週間の地域計画案の縦覧・公告で兼ねることができます。
- ① 地域農業の将来の在り方に影響が軽微な事案について、地域計画を変更する場合、関係者の事前調整をもって、関係者の意見聴取を行ったものとみなす。ただし、農区長等地区の農業を俯瞰して判断することのできる者を含めて事前調整を行い、5者への意見聴取は専決事項とするなどあらかじめルール化を行うこと。
- ② この場合、地域計画の変更に必要な地域の協議の場の開催を、2週間の地域計画案の縦覧・公告で兼ねることができる。



策定した地域計画の変更（例）①

これまで策定した地域計画については、地域の農業関係者の皆様にさらにわかりやすくブラッシュアップすることが大切です。ブラッシュアップに向けたポイントについて、次の赤字を参考に、随時見直しを行いましょう。なお、見直した箇所には、下線を引いて強調することが効果的です。

様式5-2

【策定後】

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	—
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (1 2 3 4 5 6)
地域名 (地域内農業集落名)	△△地区 (◇◇集落)



【ブラッシュアップ後】

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	① 令和7年4月30日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 ② (1 2 3 4 5)
地域名 (地域内農業集落名)	△△地区 (◇◇集落)

〈ブラッシュアップのポイント〉

- ① 地域計画を策定後、最初に更新したときを「第1回」として、日付を記載しましょう。なお、複数の地域計画を統合・分割した場合は、従前の地域計画を廃止し、統合・分割後の地域計画を、新たな策定年月日を定めた上で、公告しましょう。なお、廃止した従前の地域計画は、新たな地域計画に承継されていることが分かるよう、参考資料として添付する等により、整理しておきましょう。
- ② 市町村コードは、総務省「都道府県コード及び市区町村コード」(令和6年1月1日更新)に従い、都道府県コード(2ケタ)+市町村コード(3ケタ)の、合計5ケタで記入しましょう。

※ [総務省 | 地方行政のデジタル化 | 全国地方公共団体コード](#)

策定した地域計画の変更（例）②

様式5-2 1 地域における農業の将来の在り方 【（Ⅰ）地域計画の区域の状況】

【策定後】

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	1,000,000 [㎡]
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	900,000 [㎡]
② 田の面積	600,000 [㎡]
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	400,000 [㎡]
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	20,000 [㎡]
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10,000 [㎡]
（参考）区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計（※年齢は地域の実情を踏まえて記載）	500,000 [㎡]
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	20,000 [㎡]
（備考）遊休農地1,000 [㎡] （うち1号遊休農地800 [㎡] 、2号遊休農地200 [㎡] ） ⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	



【ブラッシュアップ後】

区域内の ^① 農用地等面積 ^② （農業上の利用が行われる農用地等の区域）	100.0 ^{ha}
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	90.0 ^{ha}
② 田の面積	60.0 ^{ha}
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	40.0 ^{ha}
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.0 ^{ha}
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.0 ^{ha}
（参考）区域内における ^③ 80才以上の農業者の農地面積の合計（※年齢は地域の実情を踏まえて記載）	50.0 ^{ha}
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	20.0 ^{ha}
（備考）遊休農地0.1 ^{ha} （うち1号遊休農地0.08 ^{ha} 、2号遊休農地0.02 ^{ha} ） ⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

〈ブラッシュアップのポイント〉

- ① 変更時点の面積を記載しましょう。なお、「農用地等」とは、農地のほか、採草放牧地や農業用施設用地を含みます。
- ② 面積を記載する場合には、単位を「ha」に統一しましょう。
- ③ 地域計画区域内における農業者の平均年齢を参考に、一定の年齢以上の者の農地面積を記載しましょう。

策定した地域計画の変更（例）③

様式5-2 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

〈集落営農組織を位置付ける場合〉

● 農業を担う者 一覧

【策定後】

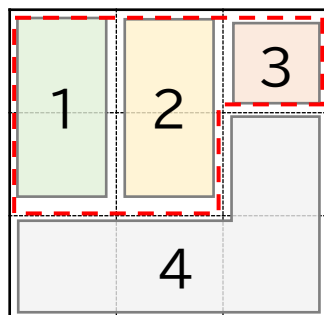
属性	農業者	現状			10年後				備考
		経営 作目	経営 面積	作業 受託	経営 作目	経営 面積	作業 受託	目標地図 上の表示	
集	A集落営農 (耕作者1)	水稲	10ha	—	水稲	20ha	—	1	}
集	A集落営農 (耕作者2)	水稲	10ha	—	水稲	20ha	—	2	
集	A集落営農 (耕作者3)	水稲	10ha	—	水稲	10ha	—	3	
利用者	〇〇〇	水稲	60ha	—	水稲	40ha	—	4	
計			90ha	—		90ha	—		

【ブラッシュアップ後】

属性	農業者	現状			10年後				備考
		経営 作目	経営 面積	作業 受託	経営 作目	経営 面積	作業 受託	目標地図 上の表示	
集	A集落 営農	水稲	30ha	—	水稲	50ha	—	1	耕作者1 耕作者2 耕作者3
利用者	〇〇〇	水稲	60ha	—	水稲	40ha	—	4	
計			90ha	—		90ha	—		

● 目標地図

【策定後】

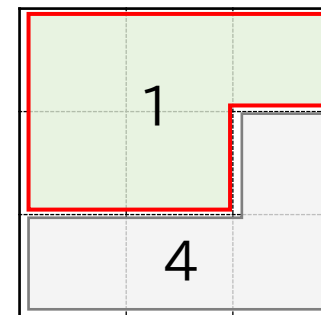


構成員の権原に
基づき位置付け

【ブラッシュアップ後】



「集落営農」として位置付け



〈ブラッシュアップのポイント〉

- ① 目標地図には、農業を担う者として、法人化が確実であると市町村が判断する集落営農組織を位置付けることができます。集落営農組織を位置付ける場合は、構成員ごとに記載するのではなく、集落営農組織として記載しましょう。
- ② 集落営農組織の構成員は、適宜、備考欄に記載することができます。

策定した地域計画の変更（例）④

様式5-2 4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

〈農作業受託者を位置付ける場合〉

● 農業を担う者 一覧 【策定後】

属性	農業者	現状			10年後				
		経営 作目	経営 面積	作業 受託	経営 作目	経営 面積	作業 受託	目標地図 上の表示	備考
利用者	A法人	水稻	50ha	—	水稻	50ha	—	1	△△、 ◇◇に 特定農作 業委託
利用者	□□	水稻	—	20ha	水稻	—	20ha	2	▽▽から 1作業受 託
利用者	××	水稻	—	20ha	水稻	—	20ha	3	▽▽から 特定農作 業受託
計			50ha	40ha		50ha	40ha		

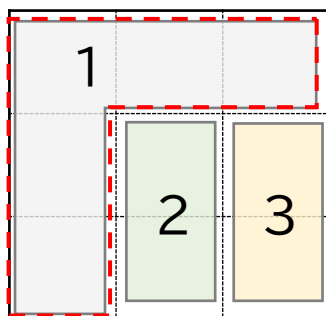
※ 基幹3作業とは、水稻にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の農作物にあってはこれらに準ずる農作業をいう。

※ 特定農作業の受託とは、受託者が、基幹的な3作業を受託し、その生産した農作物を受託者名義をもって販売し、その販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託をいう。

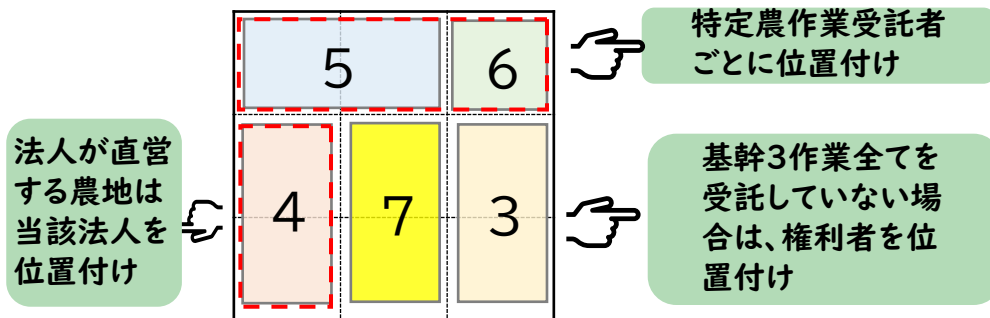
【ブラッシュアップ後】

属性	農業者	現状			10年後				
		経営 作目	経営 面積	作業 受託	経営 作目	経営 面積	作業 受託	目標地図 上の表示	備考
利用者	A法人	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	4	
利用者	△△	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	5	A法人から特定農 作業受託
利用者	◇◇	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	6	〃
利用者	▽▽	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	7	
利用者	××	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	3	
計			90ha	—		90ha	—		

● 目標地図 【策定後】



【ブラッシュアップ後】



〈ブラッシュアップのポイント〉

- ①・② 農作業を受託する者のうち、地域計画に位置付けることができるのは、特定農作業受託者及び基幹3作業の全てを受託する者のみです。それ以外の場合は、農作業委託者を目標地図に位置付けましょう。なお、特定農作業受託する者を位置付ける場合は「経営面積」、基幹3作業受託の場合は「作業委託」に計上します。

策定した地域計画の変更（例）⑤

様式5-2 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

〈利用者を位置付ける場合〉

● 農業を担う者 一覧

【策定後】

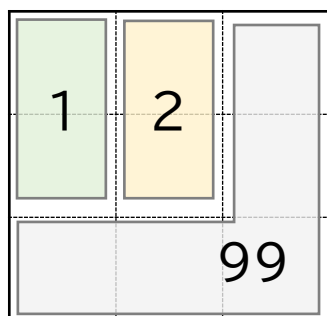
属性	農業者	現状			10年後				
		経営 作目	経営 面積	作業 受託	経営 作目	経営 面積	作業 受託	目標地 図上の 表示	備考
認農	〇〇〇	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	1	
認就	□□□	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	2	
利用者	その他 利用者 (4名)	水稻	70ha	—	水稻	50ha	—	99	
計			90ha	—		90ha	—		

【ブラッシュアップ後】

属性	農業者	現状			10年後				
		経営 作目	経営 面積	作業 受託	経営 作目	経営 面積	作業 受託	目標地 図上の 表示	備考
認農	〇〇〇〇	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	1	
認就	□□□□	水稻	10ha	—	水稻	20ha	—	2	
利用者	(株)〇〇	水稻	20ha	—	水稻	10ha	—	3	
利用者	☆☆☆☆	水稻	20ha	—	水稻	20ha	—	4	
利用者	△△(株)	水稻	20ha	—	水稻	10ha	—	5	
利用者	◇◇	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	6	
計			90ha	—		90ha	—		

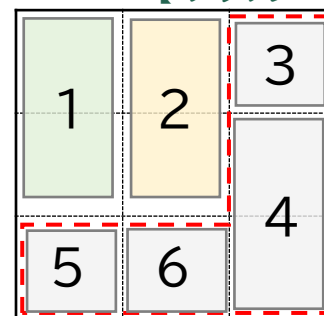
● 目標地図

【策定後】



利用者を地図に
まとめて記載

【ブラッシュアップ後】



利用者1名
ごとに位置付け

〈ブラッシュアップのポイント〉

- ① 目標地図には、農業を担う者ごとに、利用する農地を表示する必要があります。属性が「利用者」であっても、利用者ごとに将来の意向を把握し、それぞれの将来の農地利用を明確化しましょう。

策定した地域計画の変更（例）⑥

様式5-2 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者) 〈離農者がいる場合や、受け手不在農地がある場合〉

● 農業を担う者 一覧

【策定後】

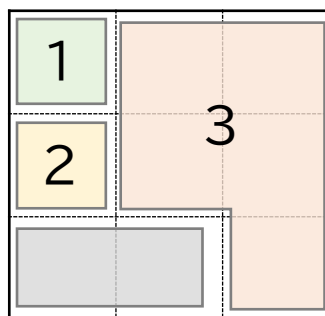
属性	農業者	現状			10年後				
		経営 作目	経営 面積	作業受託	経営 作目	経営 面積	作業受託	目標地 図上の 表示	備考
認農	〇〇〇	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	1	
認就	□□□	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	2	
利用者	(株)〇〇	水稻	50ha	—	水稻	50ha	—	3	
利用者	☆☆☆	水稻	10ha	—	—	0ha	—		
	今後検討		10ha	—	—	20ha	—		
計			90ha	—		90ha	—		

【ブラッシュアップ後】

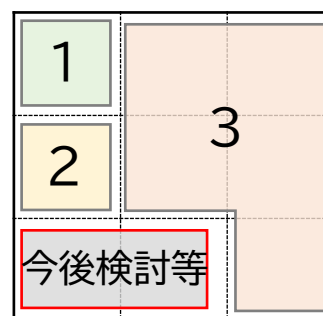
属性	農業者	現状			10年後				
		経営 作目	経営 面積	作業受託	経営 作目	経営 面積	作業受託	目標地 図上の 表示	備考
認農	〇〇〇	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	1	
認就	□□□	水稻	10ha	—	水稻	10ha	—	2	
利用者	(株)〇〇	水稻	50ha	—	水稻	50ha	—	3	
①									
②									
計			70ha	—		70ha	—		

● 目標地図

【策定後】



【ブラッシュアップ後】



受け手不在農地を
「今後検討等」と位置付け

〈ブラッシュアップのポイント〉

- ① 離農等により、目標年度に耕作する農地が無くなる者がいる場合、その者は「農業を担う者」として位置付ける必要はありません。
- ② 目標年度において、受け手が直ちに見つからない等最終的な合意が得られなかった農地について、「農業を担う者 一覧」に記載する必要はありません。なお、目標地図上には、「今後検討等」として位置付けておくことが望ましいです。

策定した地域計画の変更（目標集積率）

- 市町村は、農業委員会による農地所有者等の意向把握の結果を踏まえ、協議の場で10年後に農業を担う者を徐々に位置付けていきましょう
- 農業を担う者として目標地図に位置付けることができるのは、以下の4パターンを想定しています
- 10年後の目標集積率は、基本構想の目標と整合を図りつつ、地域の実状を踏まえ、以下を参考にすることが望ましいです

目標地図に位置付けることができるパターン

- 担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、基本構想水準到達者）
- 利用者（担い手以外の者）
- 基幹3作業の全てを受託する者 ※担い手、利用者を問わない
- 特定農作業を受託する者 ※担い手、利用者を問わない

下記の場合

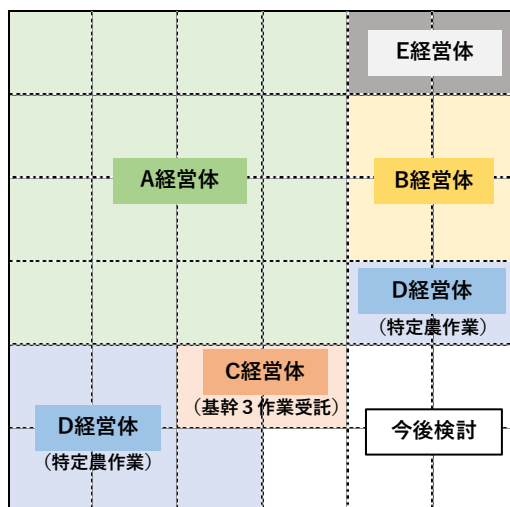
A経営体
B経営体
C経営体
D経営体

〇〇地域における地域計画(目標地図を含む)の例

〈10年後の目標地図〉

地区内の農用地等面積 36ha

※農用地面積は36-2=34ha



〈農業を担う者一覧〉

属性	農業者	現状 (略)	10年後（目標年度：令和〇年）				
			経営作目 (略)	経営面積	作業受託面積	目標地図 の表示	備考
認農	A経営体	(略)	(略)	16ha	—		
利	B経営体			4ha	—		
認農	C経営体			—	2ha		
サ	D経営体			7ha	—		認定予定
認農	E経営体			2ha	—		農業用施設
合計		(略)	(略)	29ha	2ha		

※ 基幹3作業とは、水稻にあっては耕起・代かき、田植え及び収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種及び収穫、その他の農作物にあってはこれらに準ずる農作業をいう。

※ 特定農作業の受託とは、受託者が、基幹的な3作業を受託し、その生産した農作物を受託者名義をもって販売し、その販売の収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当する場合の作業受託をいう。



10年後の担い手へ目標集積率は、

$$\frac{\text{担い手の経営面積} 23\text{ha} (16+7)}{\text{地区内の農用地面積} 34\text{ha} (36-2)} = 68\%$$
 となります。

Dは、認定農業者として認定を受ける意向があることから、農用地の集積率に算入することができます。

Eの農業用施設は、農用地の集積率の算出から除外します。

策定した地域計画の変更（目標地図の作成手順）

目標地図の留意事項

目標地図には、地域農業の利害関係人が将来誰が農地を担うのかを把握できるよう、農業を担う者ごとに利用する農地を地図上に定める必要があります。

目標地図を作成するときは、地域の耕作体系などの実情を踏まえ、工夫して作成することができます。

※ 地域計画に作物や有機農業エリアなどの農地の利用方針を定める場合、目標地図と別に、利用方針のみを表示した地図を作成することもできます。

〈農業を担う者を色や数字等により表示する方法（例）〉

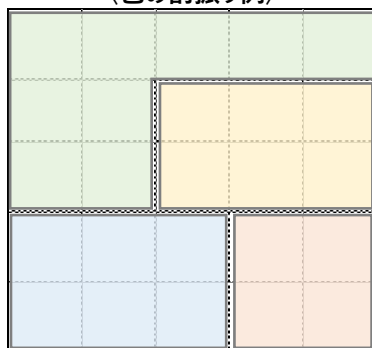
1, 農業を担う者ごとに色や数字、アルファベット等を割り振ります。

〈農業を担う者一覧の記載例〉

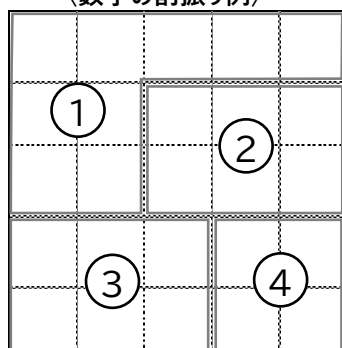
農業者	地図上の表示
〇〇	緑色, ① など
△△	黄色, ② など
(株)××	水色, ③ など
□□	オレンジ色, ④ など

2, 地図上の農地に、農業を担う者ごとに割り振った色等を表示します。

〈色の割り振り例〉



〈数字の割り振り例〉



〈複数の農業者が同一の農地を利用する方法（例）〉

1, ブロックローテーション等を行う者には、備考欄にその旨を記載します。

〈農業を担う者一覧の記載例〉

農業者	地図上の表示	備考
〇〇	緑色, (A) など	
△△	黄色, (B) など	ブロックローテーション
(株)××	水色, (C) など	ブロックローテーション
□□	オレンジ色, (D) など	ブロックローテーション

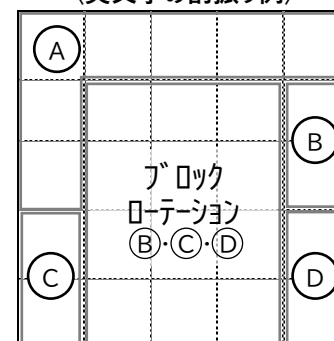
2, ブロックローテーション等を行う農地は、地図上にその旨を表示します。

3, <色の割り振り>により目標地図を作成する場合、別途ブロックローテーション等を行う農地に新たな色を割り振り表示します。

〈色の割り振り例〉



〈英文字の割り振り例〉



個人情報に配慮する観点から、色や数字、アルファベット等により表示した目標地図をHPで掲載することも可能です。
 なお、地域計画の原本には、農業を担う者の氏名等を明記する必要がありますが、閲覧を地域の利害関係人のみに制限することができます。

地域計画の実現に向けた支援・取組（R6補正、 R7予算）

地域計画のブラッシュアップ

1. 地方財政措置（農山漁村地域活性化事業）
市町村の地域計画の改定費及び市町村をサポートする都道府県の研修会等の取組に要する経費を措置

農業委員会による農地利用の最適化

1. 農業委員会交付金：47億円
農業委員会の職員の設置等の基礎的経費を支援
2. 機構集積支援事業：27億円の内数
都道府県農業会議による目標地図の素案変更等の巡回サポートの取組を支援
3. 農地利用最適化交付金：41億円
農地利用最適化推進委員等による農地利用の最適化活動に要する経費を支援（タブレット通信費等の事務費を含む）
4. 所有者不明農地対策事業：1億円
都道府県農業会議による所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を牽引するための経費を支援

農地バンクを活用した農地の集約化

1. 機構集積協力金交付緊急対策事業：R6補正80億円
地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む）の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域を支援
2. 農地中間管理機構事業：43億円
農地バンクによる農用地利用集積等促進計画の作成や農地相談員の活動により担い手に集積・集約化する取組、遊休農地を解消する取組などを支援
※ 令和7年度から原則、農地バンク経由のみでの農地の権利設定が本格的にスタート
3. 固定資産税の特例
所有する農地全てを農地バンクに貸付けた場合は1/2に軽減

地域計画の実現に向けた支援

地域計画の実現を推進する観点から、地域計画策定区域、目標地図に位置付けられた者を対象とした各種補助事業との関連付け

1. 農地利用効率化等支援交付金：20億円
目標地図に位置付けられた者の農業用機械・施設の導入を支援
2. 集落営農連携促進等事業：2億円
集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくりやその具体的な取組を支援
3. 農業競争力強化基盤整備事業：678億円の内数
農地バンクが借り入れている農地で都道府県が行う、農業者が費用負担することのない基盤整備等を支援
4. 農地耕作条件改善事業：198億円の内数
農地バンクによる担い手への農地集積等に向けて、地域計画策定地域におけるきめ細やかな耕作条件の改善等を支援
5. 強い農業づくり総合支援交付金：120億円の内数
地域計画の区域内等の集出荷貯蔵等の産地の基幹施設の導入を支援
6. 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金・誘致環境整備事業等：107億円の内数
R6補正54億円の内数
目標地図に位置付けられた新規就農者の経営開始時の資金や機械・施設等の導入、地域計画の区域内の研修農場の整備等を支援
7. 雇用就農資金：30億円、R6補正13億円の内数
目標地図に位置付けられた農業法人等による就農希望者の雇用や職員の派遣研修の取組を支援
8. スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業：0.3億円、R6補正100億円
地域計画の区域内等における農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を支援
9. グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業：6億円の内数
地域計画の区域内等における輸出産地のモデル形成等の取組を支援
10. みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業：6億円の内数
みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業：R6補正36億円の内数
地域計画に有機農業の取組を記載した区域を含む市町村等における地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援

令和7年度地域計画と各種補助事業等との連携（R6補正・R7当初）

R6補正 ①

	事業名	概要	問合せ先
1	国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち麦・大豆生産技術向上事業	国産麦・大豆の生産性向上のための作付の団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援。	農産局 穀物課
2	産地生産基盤パワーアップ事業のうち園芸作物等の先導的取組支援（果樹・茶）	需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援。	農産局 果樹・茶グループ
3	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。	農産局 総務課 生産推進室
4	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。	農産局 総務課 生産推進室
5	農産物等輸拡大施設整備事業	国産農産物等の輸出の拡大に必要な集出荷施設・処理加工施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援。	農産局 総務課 生産推進室
6	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	畑作物・畑作物産地を取り巻く課題に対応した、生産性向上、安定生産、労働負担軽減、病害虫対策、需要に応じた作物の導入等の取組、機械・施設整備を支援。	農産局 地域作物課
7	国内肥料資源利用拡大対策事業	肥料の国産化に向けて、畜産業由来の堆肥や下水汚泥資源などの国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の連携づくりや施設整備等を支援。	農産局 技術普及課
8	加工施設再編等緊急対策事業	農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト削減を図る取組、機能の高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援。	農産局 地域作物課
9	畑作物産地形成促進事業	主食用米の需要が減少する中で、主食用米から国産需要のある作物（麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこし）へ作付転換を促し、食料安全保障に資する品目の産地形成を図るため、畑地化等に向けて、実需者との結びつきの下で、水田における麦・大豆、高収益作物、子実用とうもろこしの低コスト生産等に取り組む生産者を支援。	農産局 企画課 水田農業対策室
10	園芸産地における事業継続強化対策事業	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定を支援。また、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援。	農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室
11	スマート農業技術開発・供給加速化緊急総合対策のうちスマート農業技術開発・供給加速化対策のうちスマート生産方式SOP（標準作業手順書）作成研究	スマート農業技術の導入を推進するため、主要な営農類型や技術体系ごとに、スマート農業技術の導入効果を着実に発揮させる栽培体系やサービス事業者等を介した技術の運用方法等を検証し、標準化する取組を推進。	農林水産技術会議事務局 研究 推進課

R6補正 ②

	事業名	概要	問合せ先
12	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業	農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援。	農産局 技術普及課
13	国産飼料生産・利用拡大緊急対策事業	輸入飼料への過度な依存から脱却し、国内の飼料生産基盤に立脚した畜産へ転換するため、飼料作物の生産・利用の地域モデル実証、飼料生産組織の体制強化、飼料作物の生産性向上、国産飼料の流通推進等の取組を総合的に支援。	畜産局 飼料課
14	GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト	規制の緩やかな輸出先への依存からの脱却を図り、規制の厳しい新たな輸出先国・地域の開拓を加速化するため、地域の関係事業者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。	輸出・国際局 輸出支援課
15	担い手確保・経営強化支援事業	国内外の様々な経営環境の変化に対応し得る農業経営への転換を図ろうとする地域の中核となる担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、地域計画の早期実現に向け、担い手が農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室
16	機構集積協力金交付緊急対策事業のうち地域集積協力金	農地バンクへの貸付け又は農地バンクを通じた農作業委託により、地域内の農地の一定割合を集積した地域に対して協力金を交付。	経営局 農地政策課
17	機構集積協力金交付緊急対策事業のうち集約化奨励金	農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含め、地域内の農地の一定割合を集約化した地域に対して奨励金を交付。	経営局 農地政策課
18	新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業(初期投資促進タイプ)	就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援。	経営局 就農・女性課
19	新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業(世代交代円滑化タイプ)	地域計画の実現に向け、親元就農を含む新規就農者がスムーズに経営を継承・発展できるよう、農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用や、法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、機械・施設等の導入を一体的に支援。	経営局 就農・女性課
20	新規就農者確保緊急円滑化対策のうち就農準備・経営開始支援事業	就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付。	経営局 就農・女性課
21	雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業	農業従事者の減少が加速する中、安定的に人材を確保するため、就労条件改善や他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を支援。	経営局 就農・女性課

R6補正 ③

	事業名	概要	問合せ先
22	雇用就農緊急対策のうち雇用就農緊急支援資金	農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付。また、農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援。	経営局 就農・女性課
23	雇用就農緊急対策のうち女性の就農環境改善・活躍推進事業	女性の農業への呼び込みや定着を進め、女性農業者の確保を図るため、農業経営体における女性農業者が働きやすい環境の整備等を支援。	経営局 就農・女性課
24	スーパーL資金金利負担軽減措置 農業近代化資金金利負担軽減措置(うち担い手経営発展支援金融 対策事業)	目標地図に位置付けられた認定農業者等を金融面から強力に支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担等を軽減。	経営局 金融調整課
25	農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化を図るため、農地バンク等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進。	農村振興局 農地資源課 水資源課 畜産局 飼料課
26	農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策	中山間地域等において、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業や地域計画と連携した農用地保全の取組を支援。	農村振興局 地域振興課
27	農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策	中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援。	農村振興局 地域振興課
28	鳥獣被害防止総合対策交付金	市町村が作成した被害防止計画に基づく取組を総合的に支援。	農村振興局 鳥獣対策・農村環境課
29	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち 環境負荷低減活動定着サポート	都道府県域で環境負荷低減による先進的な産地構築を面的に推進するため、みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けた技術指導・販路拡大等をトータルにサポートする体制を構築し、これまでに創出したモデル地区の取組を横展開。	大臣官房 環境バイオマス政策課
30	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち グリーンな栽培体系加速化事業	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援。	農産局 技術普及課
31	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業	地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域(オーガニックビレッジ)を創出。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。	農産局 農業環境対策課

R6補正 ④

	事業名	概要	問合せ先
32	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち バイオマスの地産地消	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援。	大臣官房 環境バイオマス政策課
33	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち みどりの事業活動を支える体制整備	みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、農林水産物の流通の合理化に必要な機械・施設の導入等を支援。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援。	大臣官房 環境バイオマス政策課
34	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち 地域循環型エネルギーシステム構築	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための資源作物や未利用資源(稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等)のエネルギー利用を促進する取組及び次世代型太陽電池(ペロブスカイト)のモデル的取組を支援。	大臣官房 環境バイオマス政策課

R7当初 ①

	事業名	概要	問合せ先
35	コメ新市場開拓等促進事業	需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者との結び付きの下で、新市場開拓用米、加工用米、米粉用米(パン・めん用の専用品種)の低コスト生産等に取り組む生産者を支援。	農産局 企画課 水田農業対策室
36	生産力強化に向けた水田経営モデル確立支援事業	生産コスト低減意識の醸成を基調としながら米の多収品種の導入やスマート農業技術の導入などにより生産コストを低減しつつ生産力を強化する必要があることから、産地における米の超低コスト生産モデルの確立に向けた取組を支援。	農産局 穀物課
37	国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち 麦・大豆生産技術向上事業	国産麦・大豆の生産性向上のための作付の団地化の推進や営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援。	農産局 穀物課
38	持続的生産強化対策事業のうち 戦略作物生産拡大支援事業のうち作付体系転換支援事業	生産者、試験研究機関、行政・普及など地域の関係者が一体となって行う生産性の向上に資する技術等の実証等を支援。	農産局 穀物課
39	持続的生産強化対策事業のうち 時代を拓く園芸産地づくり支援のうち 国産野菜周年安定供給強化事業	実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用野菜の契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援。	農産局 園芸作物課 園芸流通加工対策室
40	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち 果樹経営支援等対策事業	果樹産地の生産基盤を強化するため、省力的な樹園地への改植・新植、それに伴う未収益期間における幼木の管理経費等を支援。	農産局 果樹・茶グループ
41	持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち 産地構造転換パイロット事業	スマート技術導入を前提とした樹園地の環境整備や流通事業者等との連携等、生産性を飛躍的に向上させた生産供給体制モデルを構築する都道府県等コンソーシアムの実証の取組を支援。	農産局 果樹・茶グループ
42	持続的生産強化対策事業のうちジャパンフラワー強化プロジェクト推進のうち地域公募事業	物流2024年問題に対応した花き流通の効率化、高温下での品質確保に向けた病害虫被害の軽減や需要期に合わせた生産・出荷などの産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入を支援するとともに、花き需要の回復に向けて、新たな需要開拓、花き利用の拡大に向けたPR活動等の前向きな取組を支援。	農産局 園芸作物課 花き産業施設園芸振興室
43	持続的生産強化対策事業のうち 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進(茶の改植等)	茶の持続的な生産体制の構築や実需者ニーズに対応した高品質生産等を図るため、産地の戦略に基づく改植や新植、有機栽培や輸出向け栽培への転換等の取組を支援。	農産局 果樹・茶グループ
44	持続的生産強化対策事業のうち 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 (甘味資源作物関係(さとうきび農業機械等導入支援事業))	甘味資源作物の効率的かつ持続的な生産体系の確立を図るため、省力化、労働力の外部化を進めるために必要となる農業機械等の導入促進を支援。	農産局 地域作物課
45	強い農業づくり総合支援交付金	産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地基幹施設の整備等を支援。	農産局 総務課 生産推進室

R7当初 ②

	事業名	概要	問合せ先
46	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。	農産局 総務課 生産推進室
47	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業	農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、これを支える農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を総合的に支援。	農産局 技術普及課
48	飼料備蓄・増産流通合理化事業	飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進等を支援。	畜産局 飼料課
49	グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業	輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等の取組を支援。	輸出国際局 輸出支援課
50	農地利用効率化等支援交付金	地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援。	経営局 経営政策課 担い手総合対策室
51	集落営農連携促進等事業	集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等をを目指すためのビジョンづくりやその実現に向けた具体的な取組を支援。	経営局 経営政策課
52	経営継承・発展等支援事業	地域計画に位置付けられ、地域の担い手から経営を継承した後継者等が、経営継承後の経営発展に関する計画(販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等)を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援(100万円上限(国、市町村がそれぞれ1/2を負担))。	経営局 経営政策課
53	特定地域経営支援対策事業のうち沖縄農業対策事業	沖縄農業の持続的な発展を図るため、意欲ある多様な経営体の育成・確保に必要な生産施設・加工施設等の整備を支援。	経営局 経営政策課
54	農業経営基盤強化準備金制度	青色申告を行う認定農業者等が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画等に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入が可能。 また、農業経営改善計画等に従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用機械・施設等を取得した場合、圧縮記帳が可能。	経営局 経営政策課
55	農地中間管理機構事業のうち 農地中間管理事業等推進事業のうち農地売買等支援事業	農地バンクが規模縮小農家等から農地を買い入れて、認定農業者等に売り渡す農地売買等事業等の実施に必要な経費を支援。また全国農地保有合理化協会による農地バンクへの農用地等の買入れ等資金の無利子貸付に必要な経費等を支援。	経営局 農地政策課

R7当初 ③

	事業名	概要	問合せ先
56	農地中間管理機構事業のうち 農地中間管理事業等推進事業のうち遊休農地解消対策事業	地域計画において受け手が位置付けられていない遊休農地について、農地バンクのほか市町村が簡易な整備を行った上で、農地バンクを通じて新たな担い手等に当該農地を貸し付ける取組を支援。	経営局 農地政策課
57	所有者不明農地対策事業	所有者不明農地の解消に向けて、都道府県農業委員会ネットワーク機構に専門的な知識を有する所有者不明農地対策企画員を設置し、その解消の支援地域(モデル)を指定の上、その解消に向けた農業委員会の取組を牽引する取組を支援。	経営局 農地政策課
58	新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業	新たに経営を開始する49歳以下の者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を支援。	経営局 就農・女性課
59	新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金	新たに経営を開始する49歳以下の者に対する資金の交付を支援。	経営局 就農・女性課
60	新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業	地域計画の策定を通じて明らかになる受け手のいない農地に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援。	経営局 就農・女性課
61	雇用就農資金	地域雇用を押し上げる農業経営体の育成に向け、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付。また、農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援。	経営局 就農・女性課
62	スーパーL資金金利負担軽減措置 農業近代化資金金利負担軽減措置	目標地図に位置付けられた認定農業者等を金融面から強力に支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減。	経営局 金融調整課
63	農業信用保証保険支援総合事業のうち農業近代化資金保証料助成金交付事業	目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る引受当初5年間の保証料を免除するための補助金を交付。	経営局 金融調整課
64	農業競争力強化基盤整備事業	農業競争力強化を図るため、農地バンク等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化・ICT化等の整備を行い、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化、高収益作物の導入、水利用の効率化・水管理の省力化等を推進。	農村振興局 農地資源課 水資源課 畜産局 飼料課

R7当初 ④

	事業名	概要	問合せ先
65	農地耕作条件改善事業	畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援。	農村振興局 農地資源課
66	農山漁村振興交付金のうち中山間地農業推進対策	中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。	農村振興局 地域振興課
67	農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策	中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援。	農村振興局 地域振興課
68	農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策	農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援。	農村振興局 地域整備課
69	鳥獣被害防止総合対策交付金	市町村が作成した被害防止計画に基づく取組を総合的に支援。	農村振興局 鳥獣対策・農村環境課
70	多面的機能支払交付金(地域資源保全管理構想)	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援。	農村振興局 農地資源課
71	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援。	農村振興局 地域振興課
72	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち環境負荷低減活動定着サポート	都道府県域で環境負荷低減による先進的な産地構築を面的に推進するため、みどり認定農業者等による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けた技術指導・販路拡大等をトータルにサポートする体制を構築し、これまでに創出したモデル地区の取組を横展開。	大臣官房 環境バイオマス政策課
73	みどりの食料システム戦略推進交付金のうちグリーンな栽培体系加速化事業	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を加速化するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援。	農産局 技術普及課
74	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち有機農業拠点創出・拡大加速化事業	地域ぐるみの有機農業の取組を推進するため、みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定等に向けて取り組む地域に対し、生産から消費まで一貫して有機農業を推進する取組の試行や体制づくり、産地と消費地が連携した消費拡大の取組等への支援により、有機農業の推進拠点となる地域(オーガニックビレッジ)を創出。あわせて、有機農業の拡大を加速化するため、有機農業を広く県域で指導できる環境整備に向けた取組を支援。	農産局 農業環境対策課
75	みどりの食料システム戦略推進交付金のうちみどりの事業活動を支える体制整備	みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、農林水産物の流通の合理化に必要な機械・施設の導入等を支援。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援。	大臣官房 環境バイオマス政策課
76	みどりの食料システム戦略推進交付金のうちバイオマスの地産地消	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援。	大臣官房 環境バイオマス政策課
77	みどりの食料システム戦略推進交付金のうち地域循環型エネルギーシステム構築	みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源(稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等)のエネルギー利用を促進する取組を支援。	大臣官房 環境バイオマス政策課

地域の取組に活用できる事業（R7予算等）

- 地域計画の実現に向けた取組は、以下の事業を活用して一体的に実施することが効果的です。

項目	事業名	事業概要	地域計画の取組と連携した 事業活用想定事例	実施主体	補助率	担当班 連絡先
農林水産省	経営安定 経営所得安定対策 のうち 経営所得安定対策等推進事業 7,104百万円の内数	✓ 農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成	✓ 各地域において、事業実施主体が行う経営所得安定対策等に係る普及推進活動及び需要に応じた作物の生産方針等の策定等の話し合いを地域が一体的に実施する際の人件費、印刷費等の事務等経費への支援が可能	都道府県 市町村 農業再生協議会	定額	穀物課 経営安定対策室 推進指導班 5149
	畑地化 畑地化促進事業(令和6年度補正予算) 45,000百万円の内数	✓ 畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象とした、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整に必要な経費を支援	✓ 畑作物の産地づくりに取り組む地域における団地化等に向けた打合せと一体的に実施することで、人件費、印刷費等の事務経費等の支援が可能 ※令和7年産の要望調査(1回目)は終了。 なお、予算の執行状況に応じて追加要望調査を予定。	都道府県 市町村 農業再生協議会	定額	企画課 水田農業対策室 土地利用型農業推進班 4792
	新規就農 新規就農者育成総合対策 のうち 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 10,748百万円の内数	✓ 地域計画の策定により明らかになる受け手のいない農地に円滑に新規就農者を誘致するため、関連事業と連携し、地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地の整備等を一体的に支援	✓ 研修農場や就農に適する農地の整備等を行うに当たり、地域の合意形成の取組に要する人件費、有識者等謝金、消耗品費、印刷費等の事務等経費等の支援が可能	市町村 協議会 民間団体等	ソフト:定額 研修農場整備: 1/2以内	就農・女性課 農業教育G 5203

地域の取組に活用できる事業（R7予算等）

項目	事業名	事業概要	地域計画の取組と連携した 事業活用想定事例	実施主体	補助率	担当班 連絡先	
農林水産省	中山間地域	多面的機能支払交付金 50,048百万円	✓ 地域の農業者等の活動組織が、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を策定し、多面的機能を支える取組や地域資源(水路、農道等)の質的向上を図る取組を支援	✓ 地域計画における水路、農道等の保全管理の検討について、多面的機能支払交付金の活動範囲内であって共同活動の中で検討する場合、必要な費用の支援が可能	広域活動組織 活動組織	定額	農地資源課 多面的機能支払 推進室 保全指導班 5618
		中山間地域等直接支払交付金 28,460百万円	✓ 中山間地域等において、地域の農業者等が農用地を維持・管理していくための取組(協定)を締結し、将来に向けた農業生産活動を維持していく取組を支援	✓ 集落協定による話合いの場を、地域計画に関する検討の場として活用可能。	農業者等	定額	地域振興課 直接支払業務班 5632
		農山漁村振興交付金 のうち 最適土地利用総合対策 7,389百万円の内数	✓ 中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援	✓ 中山間地域において地域ぐるみの話合いにより土地利用構想を策定する場合、使用料及び賃借料(話合いのための会場借料等)や需用費(印刷費等の事務等経費等)のほか、基盤整備に取り組むための実証事業(土地利用構想策定に必要なもの)等の支援が可能	県 市町村 地域協議会等	定額 5.5/10 等	地域振興課 荒廃農地活用推 進班 5493
		農山漁村振興交付金 のうち 中山間地農業推進対策 7,389百万円の内数	✓ 中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOのモデル地区形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施します。	✓ 地域計画策定区域で、地域計画と連携した農用地保全を実施するモデル的な取組を支援	県 市町村 地域協議会等	定額	地域振興課 事業指導班 5638

地域の取組に活用できる事業（R7予算等）

項目	事業名	事業概要	地域計画の取組と連携した事業活用想定事例	実施主体	補助率	担当班 連絡先
農林水産省	有機農業 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち 有機農業拠点創出・拡大加速化事業のうち 有機農業推進拠点(オーガニックビレッジ)づくりの推進 612百万円の内数	✓ 地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業に取り組む市町村を創出するため、地域の農業関係者を集めた検討会の実施等の取組を支援	✓ 有機農業の取組を目指す地域の場合、協議の場を有機農業に取り組むための検討会と一体的に実施することで、会議等の実施に必要な事業実施主体の旅費や製本印刷費、専門家に支払う旅費や謝金等の支援が可能	市町村等	定額 (機械のリース導入のみ 1/2以内)	農業環境対策課 有機農業調整班 4840
	スマート農業 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 30百万円	✓ 農業の持続的な発展を図るため、スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換、農業支援サービス事業体の育成や活動の促進等の取組を支援	✓ 農業支援サービス事業体が新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向けて、産地で行うニーズ調査等と協議の場を一体的に実施することで、人件費、会場費、印刷費等の事務等経費等の支援が可能	サービス事業者等	定額	技術普及課 4766
	輸出 グローバル産地づくり推進事業のうち 大規模輸出産地モデル形成等支援事業 592百万円の内数	✓ 都道府県やJA等が主導する、地域の農業関係者が参画する輸出推進体制の組織化に係る取組と、その推進体制の下で実施する、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地のモデル形成等を支援(但し、生産・流通体系の転換に係る取組を実施する事業実施計画であることが必要)	✓ 輸出のための生産転換を目指す地域の場合、協議の場を技術普及研修会と一体的に実施することで、会場費、印刷費等の事務等経費等の支援が可能	県等	定額	輸出支援課 輸出産地形成室 4345

地域の取組に活用できる事業（R7予算等）

項目	事業名	事業概要	実施主体	担当班 連絡先
総務省 地方創生	地域活性化起業人制度	✓ 市町村が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し支援(特別交付税)	市町村	自治行政局 地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5392
	地域おこし協力隊	✓ 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱し、一定期間、地域に居住して「地域協力活動」を行いながらその地域への定住・定着を図る取組を行う場合、その取組等に必要な経費を支援(特別交付税)	都道府県 市町村	自治行政局 地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391
	大学等と地域が連携して取り組む地域課題解決プロジェクト	✓ 女性・若者の力を活かした魅力的な地域づくりや地域おこし協力隊等の未来の地域づくり人材の育成・確保の取組を加速化するため、大学等と地域が連携した地域課題解決プロジェクト(ふるさとミライカレッジ)に要する経費を支援(国費事業・特別交付税)。	都道府県 市町村 大学等	自治行政局 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523
	ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	✓ 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金(地域金融機関の融資)を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援するため、民間事業者等が事業化段階で必要となる経費(施設整備費、機械装置費等の初期投資費用)について、地方公共団体が助成を行う場合にその助成に要する経費の一部を支援。	民間事業者等	自治行政局 地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523
	特定地域づくり事業協同組合制度	✓ 地域人口の急減に直面している地域において、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するために必要な経費の支援(交付金(内閣府予算)、特別交付税)	都道府県 市町村	自治行政局 地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5533
	地域運営組織	✓ 多様な担い手と連携した見守りや買い物支援など、住民の共助活動を実践する地域運営組織の形成、運営、活動や地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に必要な経費を支援(普通交付税・特別交付税)	都道府県 市町村	自治行政局 地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534

地域の取組に活用できる事業（R7予算等）

項目	事業名	事業概要	実施主体	担当班 連絡先
総務省 地方創生	過疎地域持続的発展支援交付金	✓ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援	都道府県 市町村 等	自治行政局 地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536
	外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度	✓ 市町村が地域活性化に関する知見・ノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合、その招へい等に必要な経費を支援(特別交付税)	市町村	自治行政局 地域力創造グループ 人材力活性化 ・連携交流室 03-5253-5533
項目	事業名	事業概要	実施主体	担当班 連絡先
国土交通省 国土管理	市町村管理構想・地域管理構想の策定推進	✓ 適切な国土管理を推進するため、市町村や地域が土地の管理の在り方を示す「市町村管理構想」「地域管理構想」の策定を推進するための取組を支援	市町村 地域	国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 03-5253-8359
項目	事業名	事業概要	実施主体	担当班 連絡先
内閣府 地方創生	総合コンサルティング支援 (地域活性化伝道師)	✓ 地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家である地域活性化伝道師を派遣する場合、その招へい等に必要な経費を支援(特別交付税)	市町村	地方創生推進事務局 03-5510-2167
	新しい地方経済・生活環境創生交付金	✓ 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づき、産官学金労言における議論を踏まえた地域の独自の取組などを支援	地方公共団体	地方創生推進室／地方 創生推進事務局 03-6257-1416

サポート窓口

ご不明な場合は、お気軽にお問い合わせください。

地域計画全般

東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 022-221-6237(直通)	東海農政局経営・事業支援部担い手育成課 TEL 052-715-5191(直通)	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 096-300-6316(直通)
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 048-740-0144(直通)	近畿農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 075-414-9013(直通)	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL 098-866-1628(直通)
北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 076-232-4319(直通)	中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課 TEL 086-224-9414(直通)	
経営局農地政策課 TEL 03-6744-2151(直通)		

農業委員会、農地バンク関連

北海道農政部農業経営局農地調整課 農業委員会関連 TEL 011-204-5393(直通) 北海道農政部農業経営局農業経営課 農地バンク関連 TEL 011-204-5386(直通)	北陸農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 076-232-4319(直通)	中国四国農政局 経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 086-224-9407(直通)
東北農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 022-221-6237(直通)	東海農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 052-223-4627(直通)	九州農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 096-300-6316(直通)
関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 048-740-0144(直通)	近畿農政局経営・事業支援部農地政策推進課 TEL 075-414-9013(直通)	内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 TEL 098-866-1628(直通)
経営局農地政策課 農業委員会関連 TEL 03-3591-1389(直通) / 農地バンク関連 TEL 03-6744-2151(直通)		

土地の管理構想関連

国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 TEL 03-5253-8359(直通)